

札幌響くらぶ会則の一部改正について

札幌響くらぶの会則（平成8年8月20日設立総会承認）の一部を次のように改正する。

第1条の前に章名として「第1章 総則」を加え、同条中「本会」を「この会」に改める。

第2条中「本会」を「札幌響くらぶ」に、「おく」を「置く」に改める。

第3条中「本会」を「札幌響くらぶ」に改め、「札幌交響楽団」の次に「(以下「札幌」という。）」を、「支援」の次に「するとともに、会員相互の交流を図り、併せて音楽文化の普及、発展、向上に寄与すること」とともに、会員相互の交流を図り、併せて音楽文化の普及、発展、向上に寄与すること」を加える。

第11条中「本会」を「札幌響くらぶ」に、「4月に始まり翌年3月末日」を「4月1日に始まり、翌年3月31日」に改め、同条を第18条とする。

第10条第1項中「本会」を「札幌響くらぶ」に、「1度及び必要に応じてこれを招集することとし、会長の選任、重要な事業計画、予算、決算を審議決定」を「1回これを招集し、役員を選任、重要な事業計画、予算及び決算を審議」に改め、同条第4項を削り、同条第2項中「決定」を「議決」に改め、同条同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第13条とする。

2 会長は、必要が生じたときは、臨時に総会を招集することができる。

第13条の次に次の2条を加える。

（運営スタッフ会議）

第14条 札幌響くらぶの事業運営に関する事項を審議するため、運営スタッフ会議を設置する。

2 運営スタッフ会議は、総会に次ぐ意思決定機関とする。

3 運営スタッフ会議は、会長、会計監査及び運営スタッフをもって構成する。

4 運営スタッフは、会員のうちから会長が指名する。

5 運営スタッフ会議は、次の事項を協議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事業計画の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない事業の執行に関する事項

6 運営スタッフ会議は、毎月1回開催する。ただし、必要があるときは1回以上開催することができる。

（コンサート実行委員会）

第15条 コンサート実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、コンサートを開催する都度設置する。

2 実行委員会の委員は、会長及び運営スタッフをもって充てる。

3 実行委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

4 実行委員会に会計責任者を置き、委員のうちから選任する。

第15条の次に次の1章を加える。

第5章 会計

(会計の種類)

第16条 会計は、普通会計及び特別会計とする。

2 普通会計は、札幌くらぶの運営に関する会計とする。

3 特別会計は、コンサートの運営に関する会計及び札幌交響楽団支援に関する会計とする。

(札幌交響楽団支援特別会計)

第17条 札幌交響楽団支援特別会計（以下「支援会計」という。）を置く。

2 支援会計は、札幌くらぶコンサート運営費、札幌定期会員の拡大に要する経費、法人維持会員会費及び札幌の資料整理の支援に要する経費の支出に充てることができる。

3 支援会計は、他の会計と区分して処理する。

第13条の前に章名として「第4章 会議」を加える。

第9条中「本会」を「札幌くらぶ」に改め、次のただし書を加え、同条を第12条とする。

ただし、再任を妨げない。

第8条を次のように改める。

(役員の仕事)

第11条 会長は、札幌くらぶを代表し、その会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局長は、札幌くらぶの事務を統括し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会計は、札幌くらぶの会計事務を処理し、収入及び支出の状況を総会に報告する。

6 会計監査は、会計の状況を監査し、総会に報告する。

7 顧問は、運営スタッフ会議に出席し、札幌くらぶの運営に関し、必要な助言を行うものとする。

第7条の前に章名として「第3章 役員」を加え、同条を次のように改める。

(役員)

第9条 札幌くらぶに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1人
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 会計 1人
- (6) 会計監査 2人

2 札幌くらぶの運営に関し、必要な助言を受けるため、顧問を置くことができる。

(選任等)

第10条 会長及び会計監査は、会員の互選により、総会において選任する。

2 副会長、事務局長、事務局次長及び会計は、運営スタッフのうちから会長が指名する。

3 顧問は、会長が委嘱する。

第5条及び第6条を次のように改める。

(会費)

第7条 会費は、次のとおりとする。

(1) 一般会員は、年額2,000円

(2) ファミリー会員は、1人につき年額1,000円

2 会員は、入会時に入会年度の会費を支払うものとする。

3 会員は、入会年度の翌年度以降の会費は、札幌くらぶから送付される会費振込依頼書より、当該年度の会費を支払うものとする。

(会員の退会及び資格の喪失)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

第4条中「本会は、本会」を「札幌くらぶの会員は、第3条」に、「会員をもって構成」を「者と」に改め、同条に次の3項を加え、同条を第5条とする。

2 会員は、一般会員とファミリー会員とする。

3 一般会員は、1個人として入会した者とする。

4 ファミリー会員は、一般会員の家族とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(会員の入会)

第6条 札幌くらぶの会員として入会しようとする者は、入会申込書により申し込むものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

(事業)

第4条 札幌くらぶは、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

(1) 会員の募集

(2) 札幌定期会員の普及と拡大

(3) 会報「札幌くらぶ」の発行

(4) ホームページの管理運営等広報活動

(5) コンサートの開催

(6) 会員と札幌団員及び会員相互の交流の促進

(7) 札幌演奏会の練習見学会の開催

(8) 他の交響楽団のファンクラブ組織との交流

(9) その他目的を達成するために必要な事業

第18条の次に次の1条を加える。

(会計報告及び決算)

第19条 札幌くらぶの会計報告、収支計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了

後、速やかに、会長が作成し、会計監査の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算において剰余金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

第19条の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

(細則)

第20条 この会則の施行及び札幌くらぶの運営について必要な細則は、運営スタッフ会議で協議し、会長がこれを定める。

附則の条文見出しを削る。

附 則 (平成16年6月5日総会承認)

この会則は、平成16年6月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

改正の趣旨

これまでの札幌くらぶの活動内容及びこれからの活動、事務処理、字句整理を会則に反映するため所定の改正を行うものとする。

札幌くらぶ会則の一部改正（案）

改正案	現 行	説 明
<p style="text-align: center;">○札幌くらぶ会則</p> <p>制定 平成 8年 8月20日 設立総会 改正 平成 9年 5月24日 平成10年 6月 9日 平成16年 6月 5日</p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 総則</u></p> <p>(名称)</p> <p>第1条 <u>この会は、「札幌くらぶ」と称する。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第2条 <u>札幌くらぶの事務局を、札幌市中央区中島公園1番15号(札幌コンサートホール)財団法人札幌交響楽団内に置く。</u></p> <p>(目的)</p> <p>第3条 <u>札幌くらぶは、札幌交響楽団(以下「札幌」という。)の演奏を楽しみ、その活動を支援するとともに、会員相互の交流を図り、併せて音楽文化の普及、発展、向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 <u>札幌くらぶは、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>会員の募集</u> (2) <u>札幌定期会員の普及と拡大</u> (3) <u>会報「札幌くらぶ」の発行</u> (4) <u>ホームページの管理運営等広報活動</u> (5) <u>コンサートの開催</u> (6) <u>会員と札幌団員及び会員相互の交流の促進</u> (7) <u>札幌演奏会の練習見学会の開催</u> (8) <u>他の交響楽団のファンクラブ組織との交流</u> (9) <u>その他目的を達成するために必要な事業</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 会員</u></p> <p>(会員)</p> <p>第5条 <u>札幌くらぶの会員は、第3条の目的に賛同する者とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">○札幌くらぶ会則</p> <p>制定 平成 8(1996)年 8月20日 設立総会 改正 平成 9(1997)年 5月24日 平成10(1998)年 6月 9日</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 <u>本会は、「札幌くらぶ」と称する。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第2条 <u>本会の事務局を、札幌市中央区中島公園1番15号(札幌コンサートホール)財団法人札幌交響楽団内におく。</u></p> <p>(目的)</p> <p>第3条 <u>本会は、札幌交響楽団の演奏を楽しみ、その活動を支援することを目的とする。</u> (平成9(1997)年5月目的を明確にする改正)</p> <p>(事業)</p> <p>第6条 <u>本会は、本会の目的に添う諸活動を行う。</u></p> <p>(会員)</p> <p>第4条 <u>本会は、本会の目的に賛同する会員をもって構成する。</u></p>	<p>章の新設</p> <p>字句整理</p> <p>字句の整理</p> <p>字句の整理及び「会員相互の交流、音楽文化の普及、発展、向上」を追加</p> <p>目的達成のための事業の種類を規定</p> <p>章の新設</p> <p>会員の定義規定に変更</p>

- 2 会員は、一般会員とファミリー会員とする。
- 3 一般会員は、1個人として入会した者とする。
- 4 ファミリー会員は、一般会員の家族とする。

(会員の入会)

第6条 札響くらぶの会員として入会しようとする者は、入会申込書により申し込むものとする。

(会費)

第7条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員は、年額2,000円
- (2) ファミリー会員は、1人につき年額1,000円

2 会員は、入会時に入会年度の会費を支払うものとする。

3 会員は、入会年度の翌年度以降の会費は、札響くらぶから送付される会費振込依頼書より、当該年度の会費を支払うものとする。

(会員の退会及び資格の喪失)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

第3章 役員

(役員)

第9条 札響くらぶに、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 事務局 長 1人
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 会 計 1人
- (6) 会 計 監 査 2人

札響とのふれあいを会員家族まで拡大するため、ファミリー会員を新設

入会方法を規定

10月以降の新規入会者の会費半額を廃止、ファミリー会員の会費を新設

入会時の会費の納入を規定

通常の会費の納入を規定

会員の退会と資格の喪失を規定

章の新設

「運営委員」は「運営スタッフ」に名称変更し、第14条に規定。役員の配列順序を総会選任役員、次に会長指名役員の順に配列。事務局次長を複数制に変更。「監査」は「会計監査」に名称変更。

(会費)

第5条 会員は、年間2,000円の会費を支払うものとする。但し、初年度入会者の内、平成9年1月以降に入会会員については、平成9年度分会費の支払いを免除し、平成9年度以降の入会者については、当該年度の10月以降入会した会員の当該年度の会費の半額の支払いを免除する。

(平成9(1997)年5月会費を半額とする改正)

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副 会 長 若干名
- 運 営 委 員 若干名
- 会 計 1名
- 監 査 2名
- 事務局 長 1名
- 事務局次長 1名

(平成10(1998)年6月事務局次長を追加する改正)

<p><u>2 札幌くらの運営に関し、必要な助言を受けるため、顧問を置くことができる。</u></p>		<p>顧問の規定を新設</p>
<p>(選任等)</p>		
<p><u>第10条 会長及び会計監査は、会員の互選により、総会において選任する。</u></p>	<p><u>2 会長並びに監査は、会員の互選により総会において選任し、他の役員は、会長が委嘱する。</u></p>	
<p><u>2 副会長、事務局長、事務局次長及び会計は、運営スタッフのうちから会長が指名する。</u></p>		
<p><u>3 顧問は、会長が委嘱する。</u> (役員の仕事)</p>	<p>(役員の仕事)</p>	
<p><u>第11条 会長は、札幌くらを代表し、その会務を統括する。</u></p>	<p><u>第8条 本会の役員の仕事は、次の通りとする。</u></p>	<p>号立てを項立てに変更</p>
<p><u>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u></p>	<p><u>(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。</u></p>	<p>「会長が欠けたとき」の職務代理を追加。</p>
<p><u>3 事務局長は、札幌くらの事務を統括し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u></p>	<p><u>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代理する。</u></p>	<p>「運営委員」は「運営スタッフ」として第14条に規定。会長、副</p>
<p><u>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u></p>	<p><u>(3) 運営委員は、運営委員会を構成する。</u></p>	
<p><u>4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u></p>	<p><u>(4) 事務局長は、本会の事務を統括する。</u></p>	<p>会長の職務代理を追加 事務局次長の職務を規定</p>
<p><u>5 会計は、札幌くらの会計事務を処理し、収入及び支出の状況を総会に報告する。</u></p>		<p>会計の職務を規定</p>
<p><u>6 会計監査は、会計の状況を監査し、総会に報告する。</u></p>		<p>会計監査の職務を規定</p>
<p><u>7 顧問は、運営スタッフ会議に出席し、札幌くらの運営に関し、必要な助言を行うものとする。</u></p>		<p>顧問の職務を規定</p>
<p>(役員の仕事)</p>	<p>(役員の仕事)</p>	
<p><u>第12条 札幌くらの役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p>	<p><u>第9条 本会の役員の仕事は、2年とする。</u></p>	<p>再任規定を追加</p>
<p><u>第4章 会議</u> (総会)</p>	<p>(諸会議)</p>	<p>章の新設</p>
<p><u>第13条 総会は、札幌くらの最高意思決定機関とし、会長が1年に1回これを招集し、役員の仕事の選任、重要な事業計画、予算及び決算を審議する。</u></p>	<p><u>第10条 総会は、本会の最高意思決定機関とし、会長が1年に1度及び必要に応じてこれを招集することとし、会長の選任、重要な事業計画、予算、決算を審議決定する。</u></p>	<p>定期総会についての規定に変更</p>
<p><u>2 会長は、必要が生じたときは、臨時に総会を招集することができる。</u></p>		<p>臨時総会を規定</p>

<p>3 総会は、出席会員の多数決によって<u>議決</u>する。</p> <p>(運営スタッフ会議)</p> <p>第14条 札幌くらぶの事業運営に関する事項を審議するため、運営スタッフ会議を設置する。</p> <p>2 運営スタッフ会議は、総会に次ぐ意思決定機関とする。</p> <p>3 運営スタッフ会議は、会長、会計監査及び運営スタッフをもって構成する。</p> <p>4 運営スタッフは、会員のうちから会長が指名する。</p> <p>5 運営スタッフ会議は、次の事項を協議する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事業計画の執行に関する事項</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない事業の執行に関する事項</p> <p>6 運営スタッフ会議は、毎月1回開催する。ただし、必要があるときは1回以上開催することができる。</p> <p>(コンサート実行委員会)</p> <p>第15条 コンサート実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、コンサートを開催する都度設置する。</p> <p>2 実行委員会の委員は、会長及び運営スタッフをもって充てる。</p> <p>3 実行委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>4 実行委員会に会計責任者を置き、委員のうちから選任する。</p> <p>第5章 会計</p> <p>(会計の種類)</p>	<p>2 総会は、出席会員の多数決によって<u>決定</u>する。</p> <p>3 運営委員会は、役員並びに運営委員をもって構成し、総会に次ぐ意思決定機関とし、事業運営に関する事項を協議決定する。</p>	<p>「運営委員会」は現状に即して「運営スタッフ会議」に名称変更し、設置規定と権能に関する規定、構成に関する規定に分割。「運営委員」を現状に即して「運営スタッフ」に名称変更</p> <p>運営スタッフ会議の役割を規定</p> <p>運営スタッフ会議の開催に関する規定</p> <p>コンサート実行委員会に関する規定を現状に即して新設</p> <p>実行委員会の構成 委員長の選任 会計責任者の設置</p> <p>章の新設</p>
<p>第16条 会計は、普通会計及び特別会計とする。</p> <p>2 普通会計は、札幌くらぶの運営に関する会計とする。</p> <p>3 特別会計は、コンサートの運営に関する会計及び札幌交響楽団支援に関する会計とする。</p>		<p>会計の種類を規定</p>

<p><u>(札幌交響楽団支援特別会計)</u></p> <p><u>第17条 札幌交響楽団支援特別会計（以下「支援会計」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 支援会計は、札幌くらぶコンサート運営費、札幌定期会員の拡大に要する経費、法人維持会員会費及び札幌の資料整理の支援に要する経費の支出に充てることができる。</u></p> <p><u>3 支援会計は、他の会計と区分して処理する。</u> (会計年度)</p> <p><u>第18条 札幌くらぶの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</u> (会計報告及び決算)</p> <p><u>第19条 札幌くらぶの会計報告、収支計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに、会長が作成し、会計監査の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</u></p> <p><u>2 決算において剰余金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。</u></p> <p><u>第6章 雑則</u> (細則)</p> <p><u>第20条 この会則の施行及び札幌くらぶの運営について必要な細則は、運営スタッフ会議で協議し、会長がこれを定める。</u></p> <p>附 則 この会則は、平成8年8月20日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成9年5月24日総会承認）</u> この会則は、平成9年5月24日から施行し、平成9年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則（平成10年6月9日総会承認）</u> この会則は、平成10年6月9日から施行し、平成10年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則（平成16年6月5日総会承認）</u> この会則は、平成16年6月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</p>	<p>(会計年度)</p> <p><u>第11条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月末日に終わる。</u></p> <p>附 則 <u>第12条 この会則は、平成8(1996)年8月20日から施行する。</u></p>	<p>札幌交響楽団支援特別会計に関する規定を新設</p> <p>始期、終期を明確に規定</p> <p>会計報告、決算に関し、現状に即して規定を新設</p> <p>章の新設</p> <p>運営に必要な細則の制定権を規定</p> <p>改正附則の追加し、施行時期、適用時期を明確に規定</p>
---	---	--

